

# 令和 3 年度 随意契約 案件一覽

【随意契約の一覧】

令和3年4月1日～令和4年2月25日

件名	発注所属	契約の相手方を選定した理由	業者名	契約金額(税込)	契約日	契約方法
1 西部下水処理場 No.3主ポンプ整備工 事	上下水道局事業部 下水道施設課	本工事は、西部下水処理場に設置されているNo.3主ポンプの整備を行うものである。整備工事の対象であるポンプは㈱日立インダストリアルプロダクツが設計・製作した特殊機械で、その品質管理基準及び技術情報は製品メーカー独自のものであり、製品メーカー以外の者に施工させた場合、整備後の性能保証を得ることができず、また、当該機器の運転及び処理場の運営に著しい支障が生じる恐れがある。以上の理由から、㈱日立インダストリアルプロダクツから下水道事業における整備工事等について業務移管をされている右記業者と随意契約するもの。	所在地 長崎市神ノ島町1丁目331番92 会社名 (株)九州日立 長崎支社 代表者 支社長 渡辺 有希	18,700,000円	令和3年4月20日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
2 南部下水処理場 No.2流量調整池送 水ポンプ整備工事	上下水道局事業部 下水道施設課	本工事では、南部下水処理場に設置されているNO.2流量調整池送水ポンプの整備を行うものである。整備工事の対象であるポンプは㈱荏原製作所が設計・製作した特殊機械で、その品質管理基準及び技術情報は製品メーカー独自のものであり、製品メーカー以外の者に施工させた場合、整備後の性能保証を得ることができず、また、当該機器の運転及び処理場の運営に著しい支障が生じる恐れがある。以上の理由から、右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区美野島1-2-8NTビル 会社名 (株)荏原製作所九州支社 代表者 支社長 大田 賢一	15,950,000円	令和3年4月20日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
3 長崎市新庁舎建設 変更設計業務委託	建築部建築課	本業務は、前業務である実施設計業務委託で作成した設計を変更する業務であるため、本業務の受注者は、前業務の設計内容や設計意図を正確に把握している必要がある。また、本業務については、前業務と異なる受注者となった場合、契約不適合責任の範囲が不明確となることから、右記選定業者と契約する必要がある。なお、前業務において、右記3者JVでの受注であり、3者すべての構成員から設計者(一級建築士)を配置し、共同での設計を行っており、本業務においても同様の体制で業務を行う必要があるため、同じ構成員のJVと契約を行うもの。	所在地 福岡市博多区御供所町3番21号 会社名 山下設計・建友社設計・有馬建築設計 事務所特定設計業務共同企業体 代表者 ㈱山下設計九州支社 執行役員支社長 成田 憲泰	33,110,000円	令和3年5月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
4 市道水の浦町大鳥 町1号線斜面移送機 器改修工事	土木部土木建設課	本工事は市道水の浦町大鳥町1号線において、事故により動作不能となった斜面移送機器(水鳥号)の改修を行うものである。当該機器は受注製作品で、製造メーカーのみが保有する特殊技術やノウハウにより製造されており、製造メーカーのみが供給できる特殊部品の調達が必要であり、改修部分と既存部分(メインレール)は施工時に一体的調整の必要があることから、密接不可分の関係にあるため、製造業者で、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることができる唯一の業者である右記業者と随意契約するものである。	所在地 福岡県飯塚市大分567番地 会社名 (株)嘉穂製作所 代表者 代表取締役社長 植村 一雄	44,000,000円	令和3年6月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
5 淵地区ふれあいセン ター昇降機改修工事	建築部設備課	本工事は、昇降機の一部である制御盤、かご、操作盤等の改修工事を実施するものである。改修部分と既存部分は密接不可分の関係にあり、製造及び施工業者以外の者に施工させた場合、その使用に著しい支障が生ずるおそれがあるが、製造及び施工業者である三菱電機㈱から改修工事に関する業務を右記業者に移管しているため、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区住吉1丁目2番25号 会社名 三菱電機ビルテクノサービス(株)九州支社 代表者 役員理事支社長 大友 昭夫	25,850,000円	令和3年6月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
6 長崎市防災行政無 線デジタル化整備工 事	建築部設備課	本工事は、防災行政無線同報系設備を、現在のアナログ方式から280MHz帯デジタル方式への更新整備を行うものである。280MHz帯の電波を使用し、防災情報等の通信サービスを提供している電気通信事業者は東京テレメッセージ㈱のみであり、既に当該事業者が設置し運用している設備と、今回本市にて整備する設備を接続する必要があるが、施工業者は当該事業者から技術情報及び固有機器の提供を受けて施工が可能な建設業者に限られており、本市の有資格者名簿に登録がある九州地区内の工事の施工を認定された2業者に見積を依頼した結果、右記業者と随意契約するもの。	所在地 長崎市平野町22番40号 会社名 (株)九電工 長崎支店 代表者 理事支店長 友池 昌寛	138,600,000円	令和3年7月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

7	もみじ谷葬斎場電気集塵装置(5、6号炉)改修工事	建築部設備課	本工事は、火葬炉から排出される排ガスに含まれるばいじんを回収し、排ガス排出基準値以下に低減して大気中に放出するための設備の一部を改修するものである。今回改修する電気集塵機付属設備と既設電気集塵機は密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあり、整備後の性能保障を得ることができないため、当該設備システムの設置及び保守点検業者であり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることができる唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 東京都中央区日本橋本町3丁目2番13号 会社名 高砂炉材工業(株) 代表者 代表取締役 高橋 一彰	50,710,000円	令和3年7月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
8	市道清水町白鳥町1号線地質調査業務委託	土木部土木建設課	別途契約中の市道清水町白鳥町1号線道路詳細設計業務委託において、河川の張出部分の道路設計にあたり、現場制約条件により河川護岸部分に門型カルバートを設置する工法を検討することになったため、支持地盤の安全性を確認するための地質調査が必要となった。設計業務は、工事発注の検討を行うために9月末までに完了する必要があるが本地質調査業務が完了しないと設計業務も完了できないことから、設計業務と密接に関係し、一体的に業務を進める必要がある。このため、地質調査を早急に実施し調査結果を迅速に反映させる必要があるが右記業者は設計業務に着手しており、現場に精通していることから現地調査及び準備などの工程を短縮でき期限までに完了できる唯一の業者であるため、右記業者と随意契約するもの。	所在地 長崎市下西山町7番1号 会社名 (株)ベック 代表者 代表取締役 杉山 玲子	1,705,000円	令和3年7月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
9	長崎原爆資料館自動制御装置リモート機器整備工事	建築部設備課	本工事は、オペレータステーション(中央監視システム)とローカルシステム(通信接続リモート機器)により構成される総合ビル管理制御システムのローカルシステムを整備するものである。ローカルシステムはオペレータステーションにより遠隔制御されており、オペレータステーションのメーカーである右記業者が独自に開発し製造した機器及びシステムによって構成するシステムである。今回更新するローカルシステムはオペレータステーションと密接不可分の関係にあり、同一製造業者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずる恐れがあるため、本機器の製造業者であり、施工時及び施行後についても一元化した責任体制をとることができる唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区冷泉町4番20号 会社名 ジョンソンコントロールズ(株)九州支店 代表者 支店長 内田 幸生	29,150,000円	令和3年8月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
10	長崎ブリックホール大ホール吊物バトン駆動部更新工事(3)	建築部設備課	ブリックホール大ホールの舞台上部は演出効果を高めるための反射板(音響)、ライトブリッジ(照明)、バトン等の吊物で構成されており、これらの設備は、すべて制御盤で位置等が管理され、遠隔操作によって各吊物が動作する仕組みとなっており、出演者の頭上及び観客の近くで可動することから、その制御については高い精度及び安全性が要求される。本工事はこれら吊物機構の駆動装置の基幹となる駆動マシンのほか、ワイヤロープ、滑車、制御盤等を改修するもので、改修後の当該設備は既存の舞台機構システムへ組み込み、一体的に稼働するため、各バトンのレベルやインターロック(安全装置)の調整、確認を行う必要があることから、既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるため、本舞台機構システムの製造及び設置業者であり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることができる唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市中央区天神4丁目1番37号 会社名 三精テクノロジーズ(株)九州営業所 代表者 所長 児玉 秀隆	146,300,000円	令和3年8月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

11	東工場ごみ焼却設備及び付帯設備整備工事	環境部東工場	東工場は施設全体が一体としてごみ焼却を行う施設であり、多くの設備を有しているが、本工事の対象は既設の東工場の設備のうち、燃焼ガス冷却設備、余熱利用設備、焼却設備及び受入供給設備の一部であり、これらを含む設備全体が密接不可分の関係にあり、メーカー以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがある。また、東工場は施設全体を三菱重工業(株)が設計・施工した特殊施設であり、その品質管理基準及び技術情報はメーカー独自のものであるが、三菱重工業(株)の廃棄物処理装置事業については三菱重工環境エンジニアリング(株)に承継され、その後も分割・合併を経て、三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)と商号を変更したことから、右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8番27号 会社名 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社九州支店 代表者 支店長 小倉 智治	137,500,000	令和3年9月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
12	国道202号歩道橋設計等業務委託	まちづくり部長崎駅周辺整備室	公募型プロポーザル方式による特定審査委員会において、特定された右記業者と随意契約するもの。	所在地 長崎市中町4番23号 会社名 パシフィックコンサルタンツ(株)長崎事務所 代表者 所長 西依 亮	89,562,000	令和3年9月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
13	千歳アパート南棟昇降機改修工事	建築部設備課	本工事は、昇降機の一部である巻上機、制御盤、操作盤等の改修工事を実施するものである。改修部分と既設流用部分は密接不可分の関係にあり、製造及び施工業者以外の者に施工させた場合、その使用に著しい支障が生ずるおそれがあるが、製造及び施工業者である三菱電機(株)から改修工事に関する業務を右記業者に移管しているため、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区住吉1丁目2番25号 会社名 三菱電機ビルテクノサービス(株)九州支社 代表者名 役員理事支社長 大友 昭夫	46,200,000	令和3年9月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
14	若葉アパート昇降機改修工事	建築部設備課	本工事は、昇降機の一部である巻上機、制御盤、操作盤等の改修工事を実施するものである。改修部分と既設流用部分は密接不可分の関係にあり、製造及び施工業者以外の者に施工させた場合、その使用に著しい支障が生ずるおそれがあるが、製造及び施工業者である三菱電機(株)から改修工事に関する業務を右記業者に移管しているため、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることができる唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区住吉1丁目2番25号 会社名 三菱電機ビルテクノサービス(株)九州支社 代表者名 役員理事支社長 大友 昭夫	22,000,000	令和3年9月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
15	小ヶ倉アパート4号棟昇降機改修工事	建築部設備課	本工事は、昇降機の一部である巻上機、制御盤、操作盤等の改修工事を実施するものである。改修部分と既設流用部分は密接不可分の関係にあり、製造及び施工業者以外の者に施工させた場合、その使用に著しい支障が生ずるおそれがあるが、製造及び施工業者である三菱電機(株)から改修工事に関する業務を右記業者に移管しているため、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることができる唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区住吉1丁目2番25号 会社名 三菱電機ビルテクノサービス(株)九州支社 代表者名 役員理事支社長 大友 昭夫	18,700,000	令和3年9月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
16	矢上第3アパート2号棟昇降機改修工事	建築部設備課	本工事は、昇降機の一部である巻上機、制御盤、操作盤等の改修工事を実施するものである。改修部分と既設流用部分は密接不可分の関係にあり、製造及び施工業者以外の者に施工させた場合、その使用に著しい支障が生ずるおそれがあるが、製造及び施工業者である三菱電機(株)から改修工事に関する業務を右記業者に移管しているため、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることができる唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区住吉1丁目2番25号 会社名 三菱電機ビルテクノサービス(株)九州支社 代表者名 役員理事支社長 大友 昭夫	19,140,000	令和3年9月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

17	市道野母町52号線 道路災害復旧工事	南総合事務所 地域整備課	本工事は、令和3年8月11日からの集中豪雨により、崖崩れが発生し、まだ法面が不安定な状態であることから、その下を通る市道野母町52号線の安全な車両の通行を確保するため、仮復旧(切取防護柵設置)を行い、崩土の一部を取り除くものである。当該工事箇所については、令和3年10月29日の長崎市恐竜博物館のオープンに際し、相当数の来場者が見込まれることから、臨時駐車場として確保しているNomon長崎の敷地へのアクセス道路として使用するため、通行人の安全確保を行う必要がある。また、再度集中豪雨が起った際のけが崩れを未然に防止するためにも早急な復旧を行わなければならないことから入札する時間がないため、右記業者と随意契約するもの。	所在地 長崎県長崎市新小が倉2丁目1番8号 会社名 (有)森総業 代表者名 代表取締役 森 勝也	20,075,000	令和3年9月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
18	長崎ロープウェイ緊張索及び走行装置 更新工事	建築部設備課	本工事は、長崎ロープウェイの機械設備の一部を整備するものである。今回更新対象の緊張索は搬器を支える支索(ワイヤーロープ)を重錘に固定するため、また、走行装置は客車が支索に沿って走行するための設備であって、既設の設備と本工事整備部分は密接不可分の関係にあり、製造及び施工業者以外の者に施工させた場合、その使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため、製造及び施工業者であり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることができる唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 滋賀県守山市勝部町471番5 会社名 安全索道(株) 代表者 代表取締役社長 西川 正樹	31,900,000	令和3年10月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
19	手熊浄水場機械脱 水機整備工事	上下水道局事業部 浄水課	本工事は、脱水機の重要な部品の一つであるろ布、ダイヤフラム等の部品を取り換える工事である。整備部品は既設の設備と密接不可分の関係にあり同一施工業者以外の者に施工させた場合、既設設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある。整備対象である機械脱水機は(株)石垣により設計・製造されたものであり、(株)石垣の製品のアフターメンテナンスについては、(株)石垣から石垣メンテナンス(株)に移管されているが、長崎地区のアフターメンテナンスについては石垣メンテナンス(株)から右記業者に譲渡しているため、右記業者と随意契約するもの。	所在地 長崎市勝山町37番地 会社名 (株)長崎イシガキ 代表者 代表取締役社長 石垣 真	15,950,000	令和3年10月6日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
20	市道琴海尾戸町42 号線道路災害復旧 詳細設計業務委託	土木部 土木防災課	令和3年8月の連続した降雨により、地すべりと判断できる変動が確認されたことから、地すべり対策の詳細な設計を行う必要があるが、一刻も早く危険な状態を回避し、市民生活への影響をなくすため、市道琴海尾戸町42号線道路災害地質調査及び測量設計業務委託を履行したことにより、現場に精通しており、現地踏査等の準備期間及び費用を削減することができる右記業者と随意契約するもの。	所在地 長崎市西泊町9番31号 会社名 (株)ニソク 代表者 代表取締役 鈴木 雄吾	4,290,000	令和3年10月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
21	矢上取水ポンプ場 シーケンサ盤ほか整 備工事	上下水道局事業部 浄水課	本工事は、矢上取水ポンプ場に設置している設備を自動制御運転するために構成されているシーケンサ装置を整備するものである。シーケンサ装置は、矢上取水ポンプ場用に独自に設計・製造された機器であり、設備の自動制御及び東長崎浄水場からの遠隔操作運転に必要な不可欠であり、既設設備と密接不可分の関係であるため、同一製造業者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じるため、本機器の製造業者であり、施行時及び施工後についても一元化した責任体制をとることができる唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 長崎市万才町4番15号 会社名 三菱電機(株)長崎支店 代表者 支店長 結城 勇	37,950,000	令和3年10月20日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
22	市道上田町相生町2 号線(グラバースカイ ロード)補修工事	土木部 土木建設課	本工事は斜行エレベーター及び垂直エレベーターの安全装置の取替を行う工事である。改修部分と既存部分は密接不可分の関係にあり、製造及び施工業者以外の者に施工させた場合、その使用に著しい支障が生じる恐れがあるが、製造及び施工業者である三菱電機(株)から改修工事に関する業務を右記業者に移管しているため、施行時及び施行後についても一元化した責任体制をとることができる唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区住吉1丁目2番25号 会社名 三菱電機ビルテクノサービス(株)九州支社 代表者 役員理事支社長 大友 昭夫	34,100,000	令和3年11月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

23	市道高島町3号線自然災害防止工事	南総合事務所 地域整備課	今回、復旧を行う高島町3号線においては、近年の台風の高波や越波などにより護岸背後の吸出しが発生し、護岸が不安定な状態であることから、安全な歩行者の通行を確保するため、早急に補修を行う必要がある。しかし、本年3回に渡り公告したがいずれも不落札となっている。 現在も護岸周辺の吸出しが進行しており、今後は海が荒れやすい時期に当たり、このままでは、護岸崩壊し、歩行者の安全をおびやかす恐れがあるため、早急に補修を行う必要があることから、入札する時間がないため右記業者と随意契約するもの。	所在地 長崎市南町6番38号 会社名 (株)横尾建設 代表者 代表取締役 横尾大介	22,880,000	令和3年12月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
24	市民活動センターブロック塀改修工事	土木部 土木建設課	市民活動センター内のブロック塀を内部検査したところ、全て、現行の建築基準法に不適合であり、地震などの災害時に倒壊し国道側の車両や歩行者に被害を与える可能性があるため、工事発注を行っていたが、入札不調となった。 倒壊する恐れがあることから、安全性を確保するため、至急工事を行う必要があり、現在対応可能である右記業者と、随意契約をするもの。	所在地 長崎市葉山2丁目40番6号 会社名 (株)ECO大樹 代表者 代表取締役 田中 隆一	8,910,000	令和3年12月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
25	グラバー園エスカレーター・トラペータ年次改修工事	建築部設備課	本工事は、グラバー園のエスカレーター及びトラペータの全体的な定期整備による消耗部品の取替工事を行い、作動の調整を行うものである。改修部分と既存部分は密接不可分の関係にあり、製造及び施工業者以外の者に施工させた場合、その使用に著しい支障が生ずるおそれがあるが、製造及び施工業者である三菱電機㈱から改修工事に関する業務を右記業者に移管しているため、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることができる唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区住吉1丁目2番25号 会社名 三菱電機ビルテクノサービス(株)九州支社 代表者名 役員理事支社長 大友 昭夫	9,900,000	令和3年12月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
26	長崎市新庁舎建設議場設備ほか工事 監理業務委託	建築部設備課	本業務は、現在すでに右記業者が施工監理している新市庁舎の工事と密接に関係する工事の監理業務であり、仮に別の業者と契約した場合、全体の工事の施工状況を的確に把握できないために施工順序の調整が効率的にできず、長く施工を待つなど著しい支障が生じ、期間内に工事が完了しないおそれがあることから、工事を確実かつ円滑に監理することができる唯一の業者である右記業者と随意契約をするもの。	所在地 福岡県福岡市博多区御供所町3番21号 会社名 山下設計・建友社設計・有馬建築設計事務所特定 設計業務共同企業体 代表者 (株)山下設計九州支社 取締役常務執行役員支社長 成瀬 憲泰	19,910,000	令和4年2月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
27	西町小学校校舎等 改築に伴う基本・実施設計業務委託	建築部建築課	公募型プロポーザル方式による特定審査委員会において、特定された右記業者と随意契約するもの。	所在地 長崎市平野町3番5号 会社名 株式会社建友社設計 代表者 代表取締役 平松 晃一	117,260,000	令和4年3月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

27	長崎市新庁舎建設 建築工事(2)	建築部建築課	<p>本工事は、長崎市新庁舎の工事において、「外構工事」として発注を行った工事のうち、建物本体工事に密接に関連する付帯的な工事で、建物の全体工程に大きく影響を与える工事(雨水貯留槽排水工事及び屋上庭園工事)について、分割して別途発注を行うものである。</p> <p>外構工事については、市内・認定市内業者を対象とした一般競争入札を行ったところ、3者の入札参加申請があったが、不落札(3者とも入札辞退)となった。</p> <p>本工事については、建物内の雨水貯留槽から道路側溝へ接続する排水工事及び建物屋上の造園工事であり、現在進行中の複数の別途工事及び周辺道路工事とも密接な工程調整を行う必要がある。</p> <p>また、早急に受注者が決定しなければ、本工事の資材納入が遅れ、別途工事を含めた建物の全体工程の遅延につながり、令和5年1月の新庁舎開庁が困難となることから、建物本体工事に密接に関連する付帯的な本工事について、建物本体工事の受注者で、全体工程調整を担い、令和4年11月中に完成させることができる唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。</p>	<p>所在地 福岡県福岡市中央区渡辺通3丁目6番11号 会社名 清水・西海・長崎土建特定建設工事共同企業体 代表者 清水建設株式会社 執行役員支店長 板尾 彰信</p>	58,080,000	令和4年3月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
----	---------------------	--------	---	--	------------	-----------	-----------------------